明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（**国家公安委**五）　一
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（**総務**三九）　八
○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の解除を同法第七条の規定に基づき公示する件（**同**四〇）　九
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**一八）　九

〔公　告〕

諸事項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　九
**特殊法人等**
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、令和元年度高圧ガス製造保安責任者試験等（経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験）・液化石油ガス設備士試験（都道府県知事が行わせることとした試験）の実施関係　三
**地方公共団体**
行旅死亡人関係　三九
**会社その他**
**会社決算公告**　三五